

別紙様式第10 - 2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な事項（備考）
エレベーター設備 保守（5台）	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H21・3・1 （継続）	三菱電機ビルテクノサービス 株式会社山口支店 山口市小郡若草 3-8	4,309,200 円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	
エレベーター設備 保守（6台） リフト（3台）	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H21・4・1 （継続）	株式会社 日立ビルシステム 中国支社 広島市中区八町堀 5 番 7 号	5,894,910 円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	
自動制御装置保守	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H21・4・1 （継続）	ジョンソンコントロールズ 株式会社 福岡市博多区冷泉町 4-20	3,465,000 円	本契約の保守業務では、設置機器に精通していなければ正常な稼働状態を確保できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	

備考

- （1） 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達金額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達金額を記載する。
- （2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- （3） 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10 - 2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な事項（備考）
設備定期点検業務	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H21・4・1 (継続)	株式会社 九電工 山口支社 山口市赤妻町 3-17	3,027,150 円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	
吸収式冷凍機(2台) 冷温水発生器(2台) 冷却塔(2台)	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H20・11・1 (継続)	菱信工業株式会社 (西部冷凍機部) 広島市安佐南区伴南 2 丁目 4 番 1 2 号	3,150,000 円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	
防災センター運営 管理委託	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H21・5・1 (継続)	フジ総業株式会社 山口県周南市東一の井手 5041 番地	6,098,400 円	当院の夜間防災運営管理につき、設備の管理把握・経験が必要で、一概に他業者に委託できない為。	中央監視盤 監視

備考

- (4) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達金額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達金額を記載する。
- (5) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (6) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10 - 2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な事項（備考）
省エネシステム装置設置工事	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H21・2・26	ダイダン 株式会社	19,050,000 円	既設設備に付帯する装置で、契約業者の施工によるものであり、院内設備を熟知しており、安全適切な省エネ設計、設備施工、保守対応、検証報告が期待できる事から契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	省エネシステム装置導入 （第二種エネルギー管理指定事業所に指定されている為）

備考

- (7) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達金額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達金額を記載する。
- (8) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (9) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。